資料６

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

＜略＞

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　審議会　次に掲げるものをいう。

イ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関

ロ　枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第４条に規定する専門委員による協議会

＜略＞

（会議の公開の決定等）

第３条　審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（１）　法令等の規定により非公開とされる会議

（２）　枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（３）　公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

２　審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

＜略＞

（会議録の作成）

第６条　審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね２月以内に、その会議録を作成しなければならない。

＜略＞

４　前項第７号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

枚方市情報公開条例（抜粋）

（保有情報の公開義務）

第５条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

＜略＞

（６）　実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの